

群馬県社会福祉協議会
企業等SDGs（福祉分野）活動支援センター
設置要綱

第1条 群馬県内における企業等のSDGsの目標達成に向けた取り組みの中で、主に福祉分野の活動を支援するために、「群馬県社会福祉協議会 企業等SDGs（福祉分野）活動支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において「企業等SDGs（福祉分野）」とは、企業等のSDGsの目標達成に向けた取り組みの一環として、自ら実施する福祉的な活動や福祉関係者等と連携・協働した活動等、地域において福祉の増進を図る活動をいう。

（体制）

第3条 支援センターの体制は、次のとおりとする。

- (1) 支援センターを群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）地域福祉課内に置き、相談窓口を設置する。
- (2) 支援センターの活動は県内市町村社会福祉協議会と連携して実施することができる。

（対象）

第4条 企業等とは、次のとおりとする。

- (1) 県内に拠点を置く企業
- (2) 県内に拠点を置く協同組合、労働団体、社会奉仕団体等

（事業）

第5条 支援センターは、次の活動を行う。

- (1) 企業等のSDGsの目標達成に向けた活動（福祉分野）と地域における福祉活動等とのマッチング
- (2) 企業等に対してのSDGsの目標達成に向けた活動（福祉分野）に関する相談支援
- (3) 企業等のSDGsの目標達成に向けた活動（福祉分野）の情報収集
- (4) 福祉活動等の企業等への情報発信・提供
- (5) 啓発セミナー及び情報交換会等の開催
- (6) SDGsの目標達成に向けた活動（福祉分野）に取り組む企業等のネットワーク化
- (7) 県行政、関係団体等との連携体制の構築
- (8) その他、県社協会長が必要と認める活動

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から適用する。